

(公印省略)
令和5年3月23日

川西市議会議長
西山博大様

建設常任委員長
坂口美佳

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

建設常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和5年3月6日）

1．議案第11号 損害賠償の額を定めることについて

議案の概要

本案は、本市が管理する水路への転落事案に関する損害賠償について、双方の合意が成立したため、損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法の規定により、議会の議決を求めようとするもの。

質疑の概要

問 今回、賠償金額が557万3457円と高額となっていることから、その理由について詳細を伺いたい。

答 今回の損害賠償は市が管理する水路への転落事故によるもので、相手方の症状が固定するまでに時間を要したことから、総額として高額になったものと認識している。主な内訳としては、休業損害に対する補償がおよそ半分を占めており、加えて、後遺障害慰謝料も百数十万円となっている。

問 市が管理する道路や水路には、当該現場以外にもさまざまな危険箇所があると考えことから、今回の事故を契機として安全点検を実施する考えや、今後の安全対策に係る方針について伺いたい。

答 この事故を受けて市内全体の総点検等を行っていないものの、水路を含めた危険箇所については日々確認を行っている。しかしながら、全市域をカバーすることは困難であるため、地域から要望や指摘があれば、種々検討を加えた上で速やかに対応していくこととしている。

なお、今回の事故現場については、事故発覚後、速やかに安全灯を設置し、その後検討した結果、令和2年3月には防護柵についても設置を行った。

特記事項

議案質疑資料あり（1．事故発生から損害賠償額確定までの経過と額確定の根拠についてほか）

審査結果 原案可決（全員賛成）

2．議案第22号 川西市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律等の制定に伴い、新たに必要となる建築審査に係る手数料を

定めるため、条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 今回の審査手数料の改定は、脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進するために関係法律を改正したことによるものであると認識しているが、低炭素や省エネに係る確認申請のこれまでの実績と法改正の趣旨を、今後、本市の環境基本計画等へ反映する考えについて伺いたい。

答 令和4年4月1日から5年1月末までの実績として約480件の建築確認申請があったうち、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物認定、及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく省エネ認定については合わせて26件、全体の約5%が認定を受けている状況である。

これらの認定は民間建築物に係るものであるため、具体的な数値を市の計画に盛り込むことは難しいが、市としても国の施策を有効に活用しながら、省エネ化の推進に努め、必要に応じて計画に反映することについて検討していきたい。

特記事項

配付資料あり(1 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律による建築基準法の改正について ほか)

審査結果 原案可決(全員賛成)

3. 議案第23号 阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業に関する建築行為等の手続条例を廃止する条例の制定について

議案の概要

本案は、キセラ川西低炭素まちづくり計画の終了に伴い、付随する建築行為等の手続を廃止するため、廃止条例を制定しようとするもの。

質疑の概要

問 本手続条例が廃止されることにより、建築基準法に基づく確認申請前に行ってきた建築する建物の低炭素化などについての事前協議がなくなることとなるが、今後、キセラ川西地区における建築行為に係る手続方法について伺いたい。

また、低炭素のまちづくりの先進モデルとしてさまざまな特徴的な事業に取り組み、そこで培われてきたものを、今後どのように生かしていく考えか。

答 キセラ川西地区のまちづくりについては、今後は他の地域と同様に、開発行為等指導要綱や地区計画などに基づいて協議を進めていくこととなる。

また、これまでキセラ川西低炭素まちづくり計画の中で行ってきた、キセラ川西エコまち運用基準やエコまちラベリングなどの取り組みを継続することはないが、そうした取り組みが現在のキセラ川西のまちをつくり上げてきたものと認識している。キ

<p>セラの取り組みが始まった10年前とは時代も変わり、「低炭素」から「脱炭素」へと国の基準や法整備も整ってきたことから、今後は省エネ基準への適合などに基づいて、まちづくりは継続されるものと考えている。加えて、キセラ川西のまちづくりで培ってきた低炭素の経験やノウハウを他分野に継承していくという、全市的な展開を図っていききたいと考えている。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

4．議案第24号 川西市付属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、キセラ川西低炭素まちづくり計画の終了に伴い、当該計画の諮問機関であるキセラ川西エコまち協議会を廃止するため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 本案によりキセラ川西エコまち協議会が廃止されることとなるが、これまで市民と協働して行われてきた活動などへの影響を懸念することから、市の見解を伺いたい。</p> <p>答 当該協議会は、第一義的にはキセラ川西地区における低炭素社会の実現に向けて、低炭素まちづくり計画を策定し、事業の技術支援や情報提供、モニタリングなどについて審議することを目的として設置しているものである。市民活動に関する事項も含まれてはいるが、実際の活動については協議会とは別の次元で活性化されていると認識しており、今回の協議会の廃止による活動の縮小などはないものと考えている。今後も市民による活動については、市として見守り支援していきたい。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

5．議案第25号 令和4年度川西市一般会計補正予算（第8回）

<p>議案の概要</p> <p>第1表 歳出第2款総務費のうち第1項総務管理費第6目財産管理費 公有地管理事業及び資産有効活用事業、第7目公共施設マネジメント費。第8款土木費のうち第3項都市計画費第4目下水道費を除く全部。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>第1表 歳出</p> <p>第2款 総務費</p> <p>質疑なし</p>

第8款 土木費

問 都市計画管理事業において、舎羅林山開発に伴う交通量調査が不要となったことなどにより委託料が減額補正されていることから、その詳細を伺いたい。

答 今回減額補正する委託料274万6000円のうち、200万円については市北部のネットワーク道路検討のための大阪府側の交通量調査費用として計上していたもので、その内容は、大阪府側の交通量として平成27年の交通センサスのデータがあったものの、新名神高速道路の供用開始前のもので利用できなかったため、箕面市域の交通量を調査する予定としていたものである。

しかしながら、今年度に入り箕面市との協議を行った結果、令和3年度に大阪府が行った交通量調査のデータを利用することが可能であるとの確認がとれ、本市による調査は不要となったことから、今回、減額補正するものである。

問 住宅総務費において、住宅政策推進事業の空き家活用支援事業補助金で1200万円の減、住宅長寿命化推進事業の住宅耐震改修促進事業補助金で2546万円の減となっている点について、いずれも交付決定件数が当初の見込みを下回ったことによるものとの説明があったが、その詳細について伺いたい。

また、特に住宅耐震改修促進事業補助金において、見込みを大きく下回った要因に対する市の考えを伺いたい。

答 空き家活用支援事業補助金については、空き家活用支援事業を受け、当初は18件を予定していたが、実際は4件であった。

また、住宅耐震改修促進事業補助金については、当初54件を見込んでいたが、実績は14件と、40件の差異が生じた。この要因としては、地震に対する意識の低下があると考えているもので、今年度は広報誌の6月号及び10月号において住まいの耐震化相談会等の案内を行っており、来年度もより一層の啓発を図っていきたい。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

6. 議案第29号 令和4年度川西市用地先行取得事業特別会計補正予算（第1回）

議案の概要

土地購入費及び市債の減額により、歳入歳出予算からそれぞれ1億9430万円を減額し、予算額を6億9523万5000円にするほか、繰越明許費の補正に加え、地方債の限度額を3億8810万円から1億9380万円に減額しようとするもの。

質疑の概要

問 本補正では、道路用地先行取得事業において、事業の進捗に伴い1億9430万円を減額するとともに、見野線用地購入費・補償金2788万4000円の繰越明許費を追加しているが、見野線新設改良事業の用地買収の進捗状況について伺いたい。

答 見野線新設改良事業に係る用地買収全体21件のうち、契約率は約57%、買収率は63%程度の進捗となっている。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

7. 議案第30号 令和4年度川西市水道事業会計補正予算（第2回）

議案の概要

業務の予定量の補正、使用水量等の減による給水収益の減などに伴う収益的収入及び支出などの補正、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正、他会計からの補助金の補正。

質疑の概要

問 業務予定量の補正では、給水世帯数を410世帯、720人の増とする一方で、収益的収入の給水収益に関しては、使用水量が減少したことにより5000万円の減額補正としていることから、こうした状況に対する市の見解と、今後の見込みについて伺いたい。

答 給水収益については、上半期では対決算比で1000万円の減だったものの、10月以降では1カ月で700万円の減となった月もあり、今回の5000万円の減額というのは局としても予想し得なかった状況である。

しかしながら、この節水意識の高まりは物価高騰による一時的なものであり、また、令和4年度の当初予算はコロナ禍の巣ごもりによる使用量への影響も加味していたことも要因の一つであると考えている。今後については、新水道ビジョンにも示すように、人口の減少とともに給水収益も右肩下がりになるものと見込んでいる。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

8. 議案第31号 令和4年度川西市下水道事業会計補正予算（第2回）

議案の概要

業務の予定量の補正、使用水量等の減に伴う下水道使用料の減や退職給付引当金戻入益

の皆減などによる収益的収入及び支出などの補正、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正、他会計からの補助金及び利益剰余金の補正。

質疑の概要

問 資本的収入の国庫補助金において、社会資本整備総合交付金が内示額の減により、当初予算額から1億616万4000円減の2億1023万6000円となるとのことだが、これに伴い、予定した工事への影響はあるのか。また、当該交付金の今後の推移について、市の見解を伺いたい。

答 今回の国からの内示額の減により、計画していた更生工事において施工を見合わせたものはある。また、交付金の状況について兵庫県を担当課に確認したところ、県内全てで六十数%の内示率であったと聞いている。

交付金の動向については、平成30年度以降、要望額に対して満額の内示の年もあったことから、今後の動向に注視し、事業の選択等を考えていきたい。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）